

会計基準について

生協会計基準の見直し（案）について

1 総論

- 生協法の改正や現行の財務処理規則の策定以降、企業会計基準が大きく変化したことから、生協会計基準について見直しを行う。
- 見直しに当たっては、原則として企業会計の新たな基準に準拠したものとし、併せて生協という非営利法人の実態を考慮したものとする。

2 会計慣行のしん酌規定

- 会計慣行のしん酌については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない」こととし、原則として企業会計と同様の会計基準を採用することとする。

【中小企業会計指針の適用】

中小規模の生協については、実務的な対応が可能となるように「中小企業の会計に関する指針」の適用について考慮する。

3 帳簿価額

- 組合が会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額についての規定を設ける。
- それぞれの価額については、会社計算規則等に倣い規定を設け、評価・換算差額等についても規定する。

【経過措置規定】

- ・ 「退職給付に係る会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」、「金融商品に関する会計基準」、「税効果会計に係る会計基準」については、省令施行後2年間は適用しないことができる。
(なお、「税効果会計に係る会計基準」のみ先行して適用しないことに留意。)
- ・ ただし、会計監査人監査組合については、上記にかかわらず、会計監査人の監査を受ける決算関係書類に係る事業年度までには、上記基準について適用するものとする。
- ・ 経過措置期間において、上記基準を適用しない場合は必要な注記を付すこととする。
- ・ 医療事業を実施する生協については、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たって、中小企業会計指針にならない簡便な方法により減損させることができるものとする。

4 決算関係書類等

(1) 金額の表示単位

- 決算関係書類に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位を持って表示することとするが、資産総額が500億円以上の組合における貸借対照表及び損益計算書等については、百万円単位をもって表示することを妨げないこととする。
- 剰余金処分案又は損失処理案については一円単位で表示するものとする。

(2) 貸借対照表

- 貸借対照表は「資産」、「負債」、「純資産」の部に区分して表示することとし、勘定科目は現行の財務処理規則を基本として規定する。
- 規定に際しては、明文化した規定を定める（供給事業等に対応した区分等）こととし、共済事業を行う組合については、適切な部又は項目に分けて表示する旨の特例規定を設ける。
- 連結貸借対照表特有の科目についても規定する。
- 事業の規模等を勘案し、必要な勘定科目を設定し、又は設定しないことができることとする。（損益計算書も同様）

◆別紙1；貸借対照表の様式

(3) 損益計算書

- 損益計算書の体系、勘定科目については、現行の財務処理規則を基本として規定する。
- 規定に際しては、明文化した規定を定める（供給事業等に対応した区分等）こととし、共済事業を行う組合については、適切な部又は項目に分けて表示する旨の特例規定を設ける。
- 組合が2以上の事業を行っている場合には、事業総剰余（欠損）は主要な事業ごとに区分しなければならないことを規定する。
- 連結損益計算書特有の科目についても規定する。

◆別紙2；損益計算書の様式

【任意積立金の取り崩しの適正化】

- ・ 損益計算書上で取り崩しができる任意積立金は、「一定の目的のために設定した任意積立金について当該目的に従って取り崩した額」である旨を規定する。
- ・ 損益計算書上で取り崩しができる任意積立金の積立、取り崩しの基準の設定や行政庁による検査の強化などにより、任意積立金の適正化を図る。

(4) 剰余金処分案又は損失処理案

- 剰余金処分案又は損失処理案については、現行の財務処理規則を基本として規定する。

◆別紙3；剰余金処分案又は損失処理案の様式

(5) 注記

- 会社計算規則に倣い、次の注記を規定する。

- 1) 継続組合の前提に関する注記（会計監査人監査組合に限る。）
- 2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3) 貸借対照表に関する注記
- 4) 損益計算書に関する注記
- 5) 剰余金処分案に関する注記
- 6) 税効果会計に関する注記
- 7) リースにより使用する固定資産に関する注記
- 8) 関連当事者との取引に関する注記
- 9) 重要な後発事象に関する注記
- 10) その他の注記

(6) 決算関係書類の附属明細書

- 現行の財務処理規則に規定されている事項を基本として、以下の内容の附属明細書の作成を規定。

- 1) 資本及び借入金の状況
- 2) 固定資産等の状況
- 3) 各種引当金の状況
- 4) 事業経費の明細
- 5) 事業の種類ごとの損益の明細
- 6) その他重要な事項
 - ・主な勘定科目明細表
 - ・キャッシュ・フロー計算書（共済事業を除く。）

(7) 事業報告書

- 他の組合法に倣い、以下の事項を事業報告書の内容とする。
- 会計監査人監査組合については以下の事項の他、会計監査人に関する事項についても事業報告書の内容とする。

- 1) 組合の事業活動の概況に関する事項
- 2) 組合の運営組織の状況に関する事項
- 3) その他組合の状況に関する重要な事項
 - ※「組合の事業活動の概況に関する事項」として教育事業等の状況（支出額、繰越金の充当状況を含め）についての記載を求める。

(8) 事業報告書の附属明細書

- 農協法施行規則等に倣い以下の事項を規定する。

- 1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳
- 2) 役員の兼職又は兼業の明細
- 3) 役員との間の取引及び第三者の間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引の内訳等

5 連結決算関係書類

(1) 連結決算関係書類の種類

- 会計監査人監査組合が作成しなければならない連結決算関係書類として、①連結貸借対照表、②連結損益計算書、③連結純資産変動計算書を規定し、必要な注記をしなければならないこととする。

- ◆別紙4；連結貸借対照表の様式
- ◆別紙5；連結損益計算書の様式
- ◆別紙6；連結純資産変動計算書の様式

(2) 連結の範囲・持分法の適用

- 連結の対象を全ての「子法人等」（会社計算規則でいう「子会社」）とし、連結の範囲に関する重要性の基準についても規定する。
- 「非連結子法人等」（非連結子会社）及び関連法人等（関連会社）については、重要な影響を与えないものを除き、持分法を適用することとする。

(3) 連結関係書類の注記

- 会社計算規則に倣い、次の注記を規定する。

- 1) 継続組合の前提に関する注記
- 2) 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
- 3) 連結貸借対照表に関する注記
- 4) 重要な後発事象に関する注記
- 5) その他の注記

(4) 子会社等の時価評価【経過措置】

- 改正法の施行日において子会社等を有している組合が連結決算関係書類を作成する場合、子会社等の取得時あるいは支配獲得日における時価評価ができないときには、時価評価を行わないこととする。

6 監事・会計監査人の監査について

- 決算関係書類等の監事及び会計監査人の監査については、会社計算規則等に倣い、以下の事項につき定めることとする。

- 1) 監事や会計監査人の職務遂行環境
 - ・ 組合の理事等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備につとめなければならないことを規定。
- 2) 監事の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容
- 3) 会計監査人の決算関係書類及びその附属明細書に係る監査報告の内容
- 4) 監事及び会計監査人の監査報告の通知期限

- ※ 模範定款例における通常総(代)会の招集時期について、毎事業年度終了後3月以内とするよう改正する。

7 その他

(1) 企業結合会計基準適用における取扱い

- 生協が合併する場合の会計処理は、当分の間、結合前の生協の帳簿価額を合算する方法(持分プーリング法)を適用することができることとする。

(2) 医療福祉等積立金の経理方法

- 医療福祉等事業積立金の経理方法は次の通りとする。

- 1) 積立及び取崩しの方法
 - ・ 医療福祉等事業積立金は、「剰余金処分案」において積み立てる。
 - ・ 積み立てられた医療福祉等事業積立金は、次年度以降の「損益計算書」において取り崩すことができるものとする。
- 2) 医療福祉等事業における剰余は、法定準備金を積み立て、さらに教育事業等繰越金を繰り越し、なお残余がある時は医療福祉等事業積立金として積み立てる。

生協の会計における新様式(案)

(別紙1) 貸借対照表

- ① 共済専業生協以外の生協
- ② 共済専業生協

(別紙2) 損益計算書

- ① 共済専業生協以外の生協
- ② 共済専業生協

(別紙3) 剰余金処分案又は損失処理案

(別紙4) 連結貸借対照表

(別紙5) 連結損益計算書

(別紙6) 連結純資産変動計算書

【参考】

(別紙7) 共済専業生協以外の生協の連結決算関係書類

- ① 連結貸借対照表
- ② 連結損益計算書

(1)貸借対照表

① 共済専業生協以外の生協

平成○年○月○日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
I 流動資産	IV 流動負債
現金預金	支払手形
受取手形	買掛金
供給未収金	短期借入金
有価証券	短期組合員借入金
商品	短期リース債務
貯蔵品	未払金
繰延税金資産	未払法人税等
その他	未払消費税等
貸倒引当金(△)	未払割戻金
II 固定資産	未払費用
1 有形固定資産	前受金
建物	預り金
減価償却累計額	賞与引当金
構築物	設備支払手形
減価償却累計額	繰延税金負債
機械及び装置	その他
減価償却累計額	V 固定負債
車両運搬具	長期借入金
減価償却累計額	長期組合員借入金
器具備品	長期リース債務
減価償却累計額	退職給付引当金
リース資産	役員退職給与引当金
土地	繰延税金負債
建設仮勘定	その他
2 無形固定資産	(純資産の部)
のれん	VI 組合員資本(会員資本)
借地権	出資金
ソフトウェア	未払込出資金
リース資産	剰余金
その他	法定準備金
3 その他固定資産	医療福祉等事業積立金
関係団体等出資金	任意積立金
関係団体出資金	当期末処分剰余金
子会社等株式	(又は当期末処理損失金)
長期保有有価証券	VII 評価・換算差額等
長期貸付金	その他有価証券評価差額金
長期前払費用	繰延ヘッジ損益
差入保証金	
長期預金	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金(△)	
III 繰延資産	

② 共済専業生協

平成〇年〇月〇日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
現金及び預金	共済契約準備金
現金	支払備金
預貯金	責任準備金
金銭の信託	割戻準備金
金銭債権	再共済勘定
有価証券	業務委託勘定
国債	業務受託勘定
地方債	その他共済負債
社債	借入金
株式	前受収益
外国証券	未払費用
貸付信託受益証券	その他負債
投資信託受益証券	未払法人税等
その他の証券	未払金
貸付金	預り金
組合貸付金	仮受金
契約者貸付金	リース債務
その他の貸付金	その他の負債
再共済勘定	引当金
業務委託勘定	賞与引当金
業務受託勘定	退職給付引当金
その他共済資産	役員退職給与引当金
前払費用	価格変動準備金
未収収益	繰延税金負債
その他資産	(純資産の部)
未収金	組合員資本(会員資本)
差入保証金	出資金
仮払金	未払込出資金
その他の資産	剰余金
業務用固定資産	法定準備金
土地	任意積立金
減価償却資産	当期末処分剰余金
リース資産(有形)	(又は当期末処理損失金)
建設仮勘定	評価・換算差額等
無形固定資産	その他有価証券評価差額金
リース資産(無形)	繰延ヘッジ損益
関係団体等出資金	
関係団体出資金	
子会社等株式	
繰延税金資産	
貸倒引当金(△)	
繰延資産	

(2)損益計算書

① 共済専業生協以外の生協

(自平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

経常損益の部	
事業損益の部	
I 供給事業	
1 供給高	
2 供給原価	
(1)期首商品棚卸高	
(2)仕入高	
合計	
(3)期末商品棚卸高	
供給剰余金	
II 利用事業	
1 利用事業収入	
2 利用事業原価	
利用剰余金	
III 共済事業	
1 共済事業収入	
2 共済事業費用	
共済剰余金	
IV 福祉事業	
1 福祉事業収入	
2 福祉事業費用	
福祉剰余金	
V その他事業収入	
1 教育文化事業収入	
2 受取手数料	
3 その他	
その他事業収入計	
事業総剰余金	
VI 事業経費	
1 人件費	
2 物件費	
3 共済委託手数料	
事業剰余金	
事業外損益の部	
VII 事業外収益	
1 受取利息	
2 受取配当金	
3 雑収入	
VIII 事業外費用	
1 支払利息	
2 雑損失	
経常剰余金	
特別損益の部	
IX 特別利益	
1 固定資産売却益	
2 補助金収入	
3 前期損益修正益	
X 特別損失	
1 固定資産売却損	
2 減損損失	
3 前期損益修正損	
税引前当期剰余金	
法人税等	
法人税等調整額	
当期剰余金	
前期繰越剰余金	
医療福祉等事業積立金取崩額	
任意積立金取崩額	
当期未処分剰余金	

② 共済専業生協

(自平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

経常損益の部	
経常収益	
1 共済掛金等収入	
受入共済掛金	
受入共済金(※)	
受入返戻金	
受入委託手数料	
2 共済契約準備金戻入額	
支払準備金戻入額	
責任準備金戻入額	
割戻準備金戻入額	
3 資産運用収益	
利息及び配当金等収益	
金銭の信託運用益	
金銭債権収益	
有価証券売却益	
有価証券評価益	
有価証券償還益	
その他の運用収益	
4 その他経常収益	
受取出資配当金	
受取賃貸料	
その他の経常収益	
経常費用	
1 共済金等支払額	
支払共済金	
支払共済掛金(※)	
支払返戻金	
支払割戻金	
2 共済契約準備金繰入額	
支払準備金繰入額	
責任準備金繰入額	
3 資産運用費用	
支払利息	
金銭の信託運用費	
金銭債権運用費	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
その他の運用費用	
4 事業経費	
人件費	
物件費	
共済委託手数料	
5 その他経常費用	
寄付金	
その他の経常費用	
経常剰余金	
特別損益の部	
特別利益	
固定資産売却益	
価格変動準備金戻入	
補助金収入	
前期損益修正益	
特別損失	
固定資産売却損	
減損損失	
価格変動準備金繰入	
前期損益修正損	
税引前当期剰余金	
法人税等	
法人税等調整額	
割戻準備金繰入額	
当期剰余金	
前期繰越剰余金	
任意積立金取崩額	
当期未処分剰余金	

(※)共済事業の実施状況に応じて、「受入共済掛金」及び「支払共済金」に含めて、純額表示できるものとする。

(3) 剰余金処分案又は損失処理案

剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期未処分剰余金	
II 任意積立金取崩額	
1 ○○積立金取崩額	
2 ○○積立金取崩額	
III 剰余金処分類	
1 法定準備金	
2 医療福祉等事業積立金(※)	
3 利用分量割戻金	
4 出資配当金	
5 任意積立金	
(1) ○○積立金	
(2) ○○積立金	
IV 次期繰越剰余金	

損失処理案

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期未処理損失金	
II 損失金処理額	
1 任意積立金取崩額	
(1) ○○積立金取崩額	
(2) ○○積立金取崩額	
2 法定準備金取崩額	
III 次期繰越損失金	

(4) 連結貸借対照表

平成〇年〇月〇日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
現金及び預金	共済契約準備金
金銭の信託	再共済勘定
金銭債権	業務委託勘定
有価証券	業務受託勘定
貸付金	その他共済負債
再共済勘定	借入金
業務委託勘定	前受収益
業務受託勘定	未払費用
その他共済資産	その他負債
前払費用	引当金
未収収益	価格変動準備金
その他資産	繰延税金負債
業務用固定資産	負ののれん
のれん	(純資産の部)
関係団体等出資金	組合員資本(会員資本)
繰延税金資産	出資金
貸倒引当金(△)	剰余金
繰延資産	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	少数株主持分

(5) 連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

科 目
経常収益 共済掛金等収入 共済契約準備金戻入額 資産運用収益 その他経常収益 負ののれん償却額 持分法による投資利益 経常費用 共済金等支払額 共済契約準備金繰入額 資産運用費用 事業経費 のれん償却額 その他経常費用 持分法による投資損失
経常剰余金
特別利益 特別損失
税金等調整前当期剰余金 法人税等 法人税等調整額 割戻準備金繰入額 少数株主利益 当期剰余金

(7) 共済専業生協以外の生協の連結決算関係書類

① 連結貸借対照表

平成〇年〇月〇日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
I 流動資産	IV 流動負債
現金預金	仕入債務
供給債権	短期借入金
有価証券	繰延税金負債
たな卸資産	その他
繰延税金資産	V 固定負債
その他	長期借入金
貸倒引当金(△)	退職給付引当金
II 固定資産	繰延税金負債
1 有形固定資産	負ののれん
建物	その他
減価償却累計額	
備品	
減価償却累計額	
土地	
その他	(純資産の部)
2 無形固定資産	VI 組合員資本(会員資本)
のれん	出資金
その他	剰余金
3 その他固定資産	VII 評価・換算差額等
長期保有有価証券	その他有価証券評価差額金
長期貸付金	繰延ヘッジ損益
長期預金	VIII 少数株主持分
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金(△)	
III 繰延資産	

② 連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

科 目
I 供給事業
供給高
供給原価
供給剰余金
II 利用事業
利用事業収入
利用事業原価
利用剰余金
III 共済事業
共済事業収入
共済事業費用
共済剰余金
IV 福祉事業
福祉事業収入
福祉事業費用
福祉剰余金
V その他事業収入
その他事業収入
事業総剰余金
VI 事業経費
人件費
物件費
のれん償却額
事業剰余金
VII 事業外収益
受取利息
持分法による投資利益
負ののれん償却額
VIII 事業外費用
支払利息
持分法による投資損失
経常剰余金
IX 特別利益
固定資産売却益
X 特別損失
固定資産売却損
税金等調整前当期剰余金
法人税等
法人税等調整額
少数株主利益
当期剰余金

生協会計基準見直しの必要性及びその方向性

参考資料

近年の生協を取り巻く環境の変化

近年の生協の規模の拡大、事業の複雑化により経済事業主体としての責任が増大。
⇒ 結果、多くの組合員を有し利害関係者も多数存在。

今回の生協法改正

■ 経営・責任体制の強化

組合内部のガバナンス強化と併せ、外部の者からの監視機能の強化、透明性の確保を図る。

■ 共済事業における契約者保護

共済事業の健全性(内部の体力充実)を的確に担保するとともに、業務や財務状況を広く情報提供し透明性を確保する。

企業会計基準の新しい流れ

■ 企業会計の役割の増大

多くの利害関係者への情報提供。

■ 新会計基準の導入

連結決算、税効果会計、退職給付会計、金融商品会計、減損会計などの導入。

⇒ 企業経営の健全性の確保と発展のため、会計の重要性が増大。

生協会計基準の見直し

見直しの方向性

- ① 原則として企業会計の新たな基準に準拠。
- ② ディスクローズを前提。
- ③ 非営利法人としての実態を考慮(同じ非営利法人である農協、中小企業等協同組合も参考とする)。

具体的な見直し事項

- 新会計基準の導入を踏まえた見直し
- 連結決算関係書類の導入を踏まえた見直し
- 会計監査人による監査の導入を踏まえた見直し 等

企業会計基準の大きな変化(会計ビッグバン)

80年代以前	好成長		
90年代前半まで	バブル景気		
90年代前半	バブル崩壊		昭和の時代までに定められた企業会計原則等に沿った会計。 ●現行の「生協財務処理規則」の設定(平成8年)。
90年代後半	失われた10年	↑ 会計不況 ↓	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">会計ビッグバン</div> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先等との株式持ち合い ・手持ち現金(キャッシュ)が不足した場合は、メインバンクから融通を受ける。 ・会計上の利益が出ていればよいという経営 ・有価証券の時価評価等により、株式の持ち合いは解消の方向へ。 ・金融当局による銀行の不良債権査定の厳格化により、メインバンクからの融資には頼りづらくなる。 ・株式市場で資金調達を行うために、株主に適正な経営情報開示が必要。 ・会計上の利益と同時に、現金の流入(キャッシュフロー)を管理する必要性。
1999年			
2000年			
2001年			
2002年	景気底打ち		
2005年			
2006年			
2008年			

改正生協法における主な財務処理に係る部分

■ 会計の原則（第51条の3）

- 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。(※)

■ 会計帳簿の作成（第32条）

- 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(※)

■ 決算関係書類等の作成等（第31条の7）

- 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。(※)
- 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

■ 会計監査人の監査（第31条の8第1項） * 共済事業を行う組合に適用。

- 共済事業を行う消費生活協同組合であってその事業の規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

■ 連結決算関係書類の作成（第31条の8第2項（会社法第444条の準用）） * 共済事業を行う組合に適用。

- 会計監査人監査組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結決算関係書類（当該会計監査人監査組合及びその子会社等からなる集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を作成しなければならない。

■ 区分経理（第50条の3）

- 共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。
- 組合員に対する医療の事業又は高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させる事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業（当該事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業であって厚生労働省令で定めるものを併せ行う場合には、当該併せ行う事業を含む。第五十一条の二において「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

■ 医療福祉等事業に関する積立金（第51条の2）

- 組合は、医療福祉等事業に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
- 医療福祉等事業に関する積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

■ 剰余金の積立て等（第51条の4）

- 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。
- 組合は、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。
- 翌事業年度に繰り越した剰余金は、組合員及び組合事業に関する知識の向上を図る事業の費用に充てるものとする。ただし、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であって組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

(注1) 文末に(※)印を付している箇所は、今回の法改正により省令から法律に引き上げられた事項である。

(注2) 下線の箇所は、今回の法改正により新たに法律に規定された事項である。